

弘前津軽家の両敬における書札礼

篠村 正雄

はじめに

先に「弘前・黒石津軽家の両敬について」を発表した時、取り上げなかった書札礼について触れてみたい。^①

先行研究では、新見吉治氏は両敬は相手方に自分の主家に対すると同様の敬称を用い、片敬は自分の主家を卑下し相手方に敬称・敬語を用いるとする。書札礼に関しては、仙台藩伊達慶邦の正室に近衛家から綱姫を迎えた時、両敬の親族に綱君様、片敬には陸奥守奥方と藩内で使い分けをし、相互の家臣・家司が書状において様・殿を書き分けていることを指摘している。^②松方冬子氏は、両敬関係を結ぶと、書札礼にどのような影響があるか明らかでないとするが、その後考察しての発表はされていない。^③笠谷和比古氏は、近世文書の様式論的研究が遅れているとし、大名家の留守居組合による互通文書を類型別に分析している。その中で近世中期以降に現れる「奉札型」の留守居書状は、「御知事」としての自発性と留守居の作成・授受なることを考察している。様式面では次の八点を挙げる。①切紙、特に宿紙。②裏端書に差出・宛所。③封紙を略し、糊封。④書出しは「以手紙致啓上」、書止め文言は「以上」で、

礼語を用いない。⑤大名の意を奉じた旨の奉命文書。⑥「各様迄」の文言から披露状を兼ねている。⑦留守居の専管でなく、用人が関わる場合もある。⑧幕府へ届け出た旨を報知する。^④しかし、両敬関係からのアプローチはされていない。

ここで、両敬は自分の主君に敬称・尊敬語・謙讓語を用いるので、最近の自敬表現の研究史に触れておきたい。西田直敏氏は、日本の最高権威（神・天皇）・最高権力（天皇・摂関・將軍）の地位にある支配者が、権威・権力を言語的に顕示する表現としている。書札礼において室町將軍の御判御教書・御内書の自敬表現が、秀吉の朱印状、家康以降の將軍御内書に継承されていくとみている。^⑤小林清治氏は、秀吉の関白就任を契機に、書札礼で自敬表現が現われたとする。^⑥山本博文氏は、桑田忠親説を踏まえ、秀吉の朱印状は右筆が秀吉に敬語を使用しているとする。^⑦三鬼清一郎氏は、山本説は秀吉の自敬表現は右筆の作成文書に限られたとするが、自筆書状にも同様の事象が確認できると批判された。^⑧これに対して山本氏から自筆書状では秀吉が右筆の書を真似たものと反論が出されている。^⑨佐藤博信氏は、戦国期佐倉千葉氏の発給文書の自敬表現は書札礼において古河公方に倣ったものとしている。^⑩

そこで、弘前津軽家を事例に、黒石津軽家・秋田藩佐竹家を参考にし
て両敬・片敬にある家同士の書札札を考察していく。

使用する史料「弘前藩庁日記」は江戸と国元の記録であり、以下、
「江戸日記」、「国日記」と略記する。^①

一 弘前津軽家

弘前津軽家の書札札は、七項目について検討する。

(1) 相馬大作事件(1)

文政四年(一八二一)四月、弘前藩九代藩主津軽寧親は、密告者から
相馬大作(下斗米秀之進)による暗殺計画を知り、道を西浜街道に変え
て帰城した。用人兼留守居笠原八郎兵衛は、出府して九月二十九日に懇意
にしている松前奉行吟味役柑本兵五郎から御用部屋の様子を伺い、大作
を捕縛すれば寧親が安心して参勤・蝦夷警備の役務を果たせると話して
いる。八郎兵衛は一〇月四日から老中阿部正精・水野忠成、田安・一橋
家、御側御用取次林忠英・土岐朝旨へ出府の挨拶に出向いている。八日
に兵五郎から大作捕縛が内密に伝えられてきた。弘前市立博物館蔵津軽
家文書「文政四^②年四月御下向之節御道中臨時一件取調帳入」(五二)は
八冊が桐箱入りで、八郎兵衛が保存を目的に作成し、嚴重に管理されて
きたものとみられる。その中の「御道中余時一件付笠原八郎兵衛出府
取調被仰付右取扱向并落着迄之一件」を、内容により一〇月九日・一一
月二四日に二分割して検討を加える。

初めに、文政四年一〇月九日、阿倍正精へ差出した寧親の御内慮書を
挙げる。

「史料1—ア」御内慮書左之通(句読点等は筆者、以下同じ)

(前略) 随而内々取調被趣、別紙極密奉申上候間、以御威光松
前御用向無御滞御勤、且年々御旅行も御心配之筋無之上下安堵
仕候様、御勘弁被成下候様、極御内々越中守様被成御願候、呉
々も何分品能御聞濟被成候様、極密私方各様迄御内慮奉申上候
様、越中守様被仰付越候、依之御内意奉申上候、以上、

十月

津軽越中守様御内

笠原八郎兵衛

(中略)

但、御内慮書者御廉^ニ依御文言少々相違^茂御座候間、下^ニ記之、
右通差上候御廉左^ニ

一、田安中納言様 一通

一、一橋一位様

但、書面田安様方御廻之様^ニ付、別段書面差上不申候、

一、御老中水野出羽守様 一通

一、御側衆御用取次 林肥前守殿 一通

一、右同 土岐豊前守殿 一通

一、松前御奉行 高橋筑前守殿 一通

但、御同所^正者別段添書有之、下^ニ記之、

八郎兵衛は御用繁多の老中阿部正精に会い、寧親からの内意を伝え、幕
府の威光で南部家と和睦したいと話している。正精は筋無きことは幕府

でもできないと答え、内慮書は公用人宛てに提出するように指示している。「御廉^ニ依り御文言少々相違」とあり、相手により文言を替えたことがわかる。阿部家とは両敬関係にあるので、他と違わせたと考えられる。この後も自家の主人に様付の敬称、仰・彼の尊敬語、奉・申・進の謙讓語を用いている。二ヶ所ある「下^ニ記之」は記録に欠けている。

〔史料1―イ〕 田安様^江差上候御内慮書左之通

(前略) 極御内々越中守奉願上候、乍恐御内縁之筋被思召、永く上下安堵仕候様、厚御評議も被成下候、難有仕合奉存候、不顧恐極密御内慮奉申上候、

右之段口上^ニ而可奉申上候所、事長^キ義に付書取奉申上候、以上、

十月

津輕越中守家来

笠原八郎兵衛

田安家に対しては自分の主人に様付を用いていない。次に書札札に関する記述が二ヶ所ある。

〔史料1―ウ〕

① 水野出羽守様并林肥後守殿土岐豊前守殿^江差上候御内慮書之儀者、阿部様^江差上候通、片^レ敬^ニ仕候迄^ニ而文言別而相違無之候間、一々不記之、

② 松前御奉行高橋筑前守殿^江差上候御内慮書之儀も、前書阿部様^江差上候通片^レ敬^ニ仕、水野様初林殿土岐殿^江差上通^ニ而、各様迄之三字無之斗^ニ付別不記、尤同所^江者別^ニ御添書御座候、左之通、

別紙申上候、(中略)

此段極御内々申上置候、以上、

十月

津輕越中守家来

笠原八郎兵衛

田安・一橋家以外には、阿部家と同様に片敬にして提出し、松前奉行へは別に添状を出す。しかし、阿部家と同じであれば自家の主人に敬称を付けることになるが、果たしてそのように取り扱ったか検証していく。

(2) 相馬大作事件(2)

大作の余類の動きから、十一月二四日、先に内慮書を提出している諸家へ伝えた部分を挙げる。

〔史料1―エ〕

① 仙台岩谷堂町徳兵衛願^ニ依而帰国致^セ候所、用事相済候由^ニ而、十月十二日弘前表^江又々相越申出候儀^ニ付、諸所様^江御内意左之通、^(而脱カ)越中守様当御道中一件之儀^ニ付、先達封書を以極密御内慮奉申上置候、名前之内仙台岩谷堂町出生徳兵衛当八月十一日弘前表^江呼寄、内々尋相済、申出^ニ依而九月六日帰国致^セ候所、用事相済候由^ニ而去月十二日弘前表^江又々相越、猶又別紙之趣申出候^ニ付、私方極御内々各様迄御内慮申上置候様、越中守様被仰付越候、

依之極密御内意奉申上候、以上、

十一月

津輕越中守様御家来

笠原八郎兵衛

② 徳兵衛申出別紙左之通

徳兵衛

右之者先達而申上候通、当八月十一日弘前表^江呼寄、内々之尋方相濟候所（中略）此度申出候旨申来候、此段奉申上候、以上、

十一月

津軽越中守家来
笠原八郎兵衛

この史料は記録として纏められているもので、①は自家の主人に敬称を用いている。②は別紙で八郎兵衛から密告者の一人徳兵衛の申出を追加して関係者に伝えるものである。これを検討するために国文学研究資料館蔵津軽家文書「徳兵衛口書極密諸方^江差上控」笠原八郎兵衛「二〇一九」を挙げる。

〔史料2〕

①（上包1）「文政四^巳年十一月廿六日江戸表飛脚十二月十日着、徳兵衛方申出^二付、届^二相成承、八郎兵衛方申来、田安、阿部、水野、御側林、土岐達、下書案文来」

②（上包2）（表）「上 糊封（黒印）」（裏）「笠原八郎兵衛」

③（上包3）（表）「文政四^巳年十一月廿四日笠原八郎兵衛持参、水野出羽守様公用人山田翁助、林肥後守殿用人大野勘平、土岐豊前守殿用人保田茂左衛門以差上候御内慮控」、

（裏）「津軽越中守家来 笠原八郎兵衛」

越中守当道中一件之儀^二付、先達而以封書極密御内慮奉申上置候、

名前内仙台岩谷堂町出生徳兵衛当八月十一日弘前表^江呼寄、内々尋相濟、申出^二依而九月六日帰国致^セ候処、用事相濟候由^二而去月十二日弘前表^江又々相越、尚又別紙之趣申出候^二付、私方極御内々各様迄御内慮申上置候様、越中守被申付越候、依之極密御内意奉申上候、以上、

十一月

津軽越中守家来
笠原八郎兵衛

④（上包4）（表）「文政四^巳年十一月廿四日笠原八郎兵衛持参、松前奉行高橋筑前守殿^江差出候御内慮書控」、

（裏）「津軽越中守家来 笠原八郎兵衛」

越中守当道中一件之儀^二付、先達而以封書極密御内慮奉申上置候、名前内仙台岩谷堂町出生徳兵衛当八月十一日弘前表^江呼寄、内々尋相濟、申出^二依而九月六日帰国致^セ候処、用事相濟候由^二而去月十二日弘前表^江又々相越、尚又別紙之趣申出候^二付、極密御内意申上候、以上、

十一月

津軽越中守家来
笠原八郎兵衛

⑤（上包5）（表）「文政四^巳年十一月廿四日笠原八郎兵衛持参、中納言様御附柳沢佐渡守殿^江差上候御内慮書控」、

（裏）「津軽越中守家来 笠原八郎兵衛」

越中守当道中一件之儀^二付、先達而以封書極密御内慮書申上置候、名前内仙台岩谷堂町出生徳兵衛当八月十一日弘前表^江呼寄、内々

尋相済、申出_二依而九月六日帰国致_セ候処、用事相済候由_二而去月十二日弘前表_江又々相越、尚又別紙之趣申出候_二付、私方極御内々御内慮奉申上置候様、越中守被申付越候、依之極密御内意奉申上候、以上、

十一月

津軽越中守家来

笠原八郎兵衛

⑥(上包6)(表)「文政四_レ十一月廿四日笠原八郎兵衛持参、阿部備中守様

公用人高木轍_ヲ以差上候御内慮書控」、

(裏)「津軽越中守様御内 笠原八郎兵衛」

越中守様当道中一件之儀_二付、先達而以封書極密御内慮奉申上置候、名前内仙台岩谷堂町出生徳兵衛当八月十一日弘前表_江呼寄、内々尋相済、申出_二依而九月六日帰国致_セ候処、用事相済候由_二而去月十二日弘前表_江又々相越、尚又別紙之趣申出候_二付、私方極密御内々各様迄御内慮申上置候、越中守様被仰付越候、依之極密御内意奉申上候、以上、

十一月

津軽越中守様御内

笠原八郎兵衛

①(上包1)は全体の包紙で、一二月一〇日に江戸からの飛脚で国元へ届けられたものであることがわかる。②(上包2)は四通の控が入っていて、「上」とあり、糊封して八郎兵衛の黒印が押してあるところから、寧親に宛てたものである。③は水野の公用人、林・土岐の用人、④は松前奉行高橋、⑤は田安家へ八郎兵衛が持参した内慮書の控であ

る。⑥は阿部家の公用人高木轍へ持参したものであり、自家の主人に様付の敬称と「被仰付越」を用いているのはここだけである¹²⁾。他は「被申付越」と奉命文言になっている。そこで、ここから「史料1—ア」を見直すと、阿部家は両敬関係にあるところから、自家の主人に敬称を用いた内慮書を正精による内覧を受け、これを基本にしながら片敬の文言に書き換えたものと考ええる。この立場から史料1—ウ①②を解釈したい。

『会津藩庁記録』『公武御達控』の「子一二月朔日左之通一橋様衆方申来候由_二而公用人差出_之」に、一橋側用人黒川嘉兵衛・成田藤次郎から「会津肥後守様公御用人中様」とあり、公用人を宛先にする際はこのような文言を用いたとみられる¹³⁾。

(3) 津軽信順の隠居

信順の隠居に関する弘前市立弘前図書館蔵「津軽信順隠居願関係覚書」(TK二八九—四五六)を挙げる。

「史料3」

①(上包) 覚

天保十_ヌ年五月五日、御用番水野越前守様_江差出候御内慮伺左之通、私儀、近年積気度々差発眩暈等仕候間、(中略)此節者又々持病の足痛并痔疾再発(中略)此段御内慮奉伺候、以上、

五月五日

津軽越中守

右折紙大広奉書平切

② 右、添書左之通

越中守当三月十三日、在所^江之御暇被仰出、(中略) 同十五日御用番水野越前守様^江御届之上、(中略) 去月十三日御用番太田備後守様^江御届申上、(中略)

右之趣各様迄申上置候之様、越中守申付候間、此段申上候、以上、

五月五日

津輕越中守家来

田井隼人

折紙大奉書半切

右之通水野様并御両敬御老中松平和泉守様脇坂中務大輔様^江被差出候、

但、御用番水野様^江差出添書之内文言、御用番御名前之処、其

御許様^江御届之上^与相認申候、外様^江本文之通、

①は老中水野忠邦への内慮書で、自家の主人に敬称を付けず、用紙は大奉書を半切にしている。②は老中で西尾藩松平乗寛・龍野藩脇坂安董が両敬関係にあるため、水野と文言を替えていることがわかる。用紙は同じで、田井隼人は留守居役である。

弘前市立博物館蔵津輕家文書「養子家督相続内意伺」(八五)は、

①水野へ提出したものと同文で、別紙で「書面内意之趣存寄無之事、但津輕斧勝代左近将監方弟^与相認可申候事」と承認されている。また、同文書「隠居養子家督跡式相続願」(八六)は二通入りで、一通は②と同文である。他は五月一三日付で、弘前藩使者野上亘の添書で水野の内覧を得たことを記してある。同文書「隠居願書」(八七)は一三日付で幕

府へ提出した正式願書の写しである。

よって、①②は片敬による書札札と考える。

(4) 津輕信順の閉塞処分

文政一〇年(一八二七)四月二五日、弘前津輕家一〇代信順は轅輿で登城し、幕府から閉塞処分を受けた。同日の「柳営日次記」に依れば、老中青山忠裕宅で寧親の婿の亀田藩主岩城隆喜が名代となっている¹⁴。また、二八日には当番の徒目付・小人目付が押込、同職の非番が目通差控の処分を受けている。この年の「江戸日記」は失われていて、「国日記」の方は藩主処分を簡単に記述するだけで、徒目付・小人目付の処分については記載がない。「封内実事秘苑」は信順処分の記述が無く、大目付・目付・徒目付・小人目付の処分についての記載がある¹⁵。

『甲子夜話』六の六九卷五・六は、信順・大目付・目付・徒目付・小人目付の処分を記載し、内容の正確さは「柳営日次記」で裏付けることができる¹⁶。その中に次の記述が組み込んである。

「史料4」

文化八^末年正月廿五日、松平伊豆守様^{法号瑞庵院}え御内意御伺処、御書取にて

御挨拶

近衛家之儀は越中守様御由緒被^レ成^レ御座候御家にて、以前轅輿被^レ進候処、是迄御用之儀も無^レ御座候、然処近來結構被^レ蒙仰候間、此以後重き御規式、御法会等之節、右御輿幸に御用被^レ成度思召に御座候、此段御内慮相伺候様越中守様被^レ仰付候、以上、

正月

津輕越中守様御家来
河野六郎

廿八日 御書取 (留守居)
笠原八郎兵衛

覚

轉用候儀難相成候事

これは、文化八年(一八一)、九代寧親が留守居河野六郎から登城に輿輿使用を、老中松平信明に伺つて不許可になつたものである。それを信順が強行して処分になつたことがわかる。この内意伺いで自家の主人に様付を用いているのは、吉田藩松平家と両敬関係にあつたことによると考へる。『甲子夜話』の著者・平戸藩松浦静山とも両敬関係にあり、松浦邸の隣屋敷が向柳原の弘前藩中屋敷であつたところから、正確な情報を得ていたものとみられる。

(5) 国元における諸家との対応

これまでは江戸屋敷における両敬関係にある諸家との書札礼であつたが、国元での対応をみていく。『御用格(寛政本)』上巻六・付紙42に、書札礼に関して往復八例の書状がみえる。^①

〔史料5〕文化六年九月一二日

町奉行申出候、此度秋田表^江御問合御座候而、同所役人迄書簡差遣申候、然処是迄は御名様内と様之字^ニ而差遣候共、前々より右京大夫様内と様字様^ニ而申来候間、此度御昇進之上は、向方同様此様^ニ而差遣可申哉之義、是迄之通様付^ニ而申遣候様申遣之、

(点羽)「御両敬 拾万石御高直後」

国元で同五年に高直りして大広間詰になつたことから、書札礼の扱いに美様付を含めて検討している。両敬関係にある鶴岡藩酒井家に対しても、嘉永元年(一八四八)より佐竹家と同様の様式を用いた事がわかる。

『御用格(第二次追録本)』秋田藩宛ての書状を挙げる。^②

〔史料6〕天保元年(一八三〇)七月十日

一、町奉行申出候、秋田役人^江之書翰下書伺申出之、加筆之通相認候様、左之通、

一筆啓上候、残暑之砌(中略)此段得御意候、恐惶謹言、

月 日

御名様内
(町奉行)

対馬 俊蔵(花押)

山形宇兵衛(花押)

佐竹右京大夫様御内

片岡庫之助様

田中 伊織様

佐竹家とは宝暦三年(一七五三)から藩主同士の両敬が取交されたが、国元での書札礼は従来そのままになっており、高直りにより見直しが行われ、両敬関係における書札礼に替わつたものと考えられる。ここでは、書出し文言が「一筆啓上候」、書留が「恐惶謹言」になつていて、江戸での様式との違いをみせている。

『弘前藩記事』五に明治元年(一八六八)六月一九日、土井様とあるので、大野藩主土井家とみられるが、「右両敬之儀」付文言取繕相勤可申事」とある。両敬関係にある諸家に対して、書札礼での配慮がなされて

いることがわかる。⁽¹⁹⁾

(6) 南部家との対応

両敬関係に無い南部家への対応をみていく。相馬大作事件から八郎兵衛の指示で、南部様から南部家と書式を変えさせている。しかし、『御用格(寛政本)』上巻六・付紙42に、安政六年(一八五九)三月一四日、南部家からの書状の宛名は「御名様御内高屋幸司様、小山才八様」となっており、弘前藩からの返翰には、宛名が「南部美濃守様御内大矢勇太郎様、横浜七郎様」、差出が「御名内小山才八、高屋幸司」となっている。⁽²⁰⁾

相馬大作事件から南部家とは一時険悪になったが、翌年、事件が未解決のままでも、幕府から命じられた蝦夷地警備の役務は相互に国元で果たしており、片敬の書式になっていることがわかる。⁽²¹⁾

(7) 両敬関係にある当主同士の書状

国文学研究資料館蔵津軽家文書「伊達陸奥守慶邦方津軽越中守宛書状」(三〇四〇)五通・「佐竹右京太夫義堯方津軽越中守宛書状」(二五八九)六通は片敬の様式である。『伊達家文書』や同時期の『会津藩庁記録』・『岡山藩池田家文書』・『伊達宗城在京日記』も当主同士の書状は片敬になっている。⁽²²⁾

弘前津軽家では江戸留守居役から、両敬関係にある諸家へ提出する内慮書・内意書、使者の口上書には、自家の主人に敬称を用いていることが明らかになった。国元では天保五年、高直りを契機に両敬関係にある

佐竹家との間に書札札を検討している。町奉行からの書出し・書止め文言をみると、江戸より国元では厚札であることがわかった。

二 黒石津軽家

石澤眞人氏蔵「(津軽承叙縁組御用留)」は表紙が失われているが、黒石津軽家一一代承叙と鹿野藩松平仲達(仲立)の妹千世との縁組に関する文書である。安政六年(一八五九)七月二三日、両家の留守居が打ち合わせ、両敬を取交し、後日縁組を取結ぶ予定にした。しかし、諸事省略中であることから、九月一九日に両方を実施することになった。当日は初めから両敬にある家同士の立場で口上書を用意し、御続書・御精進日書・御役人姓名書・御両敬御名前書を持参していて、次のような記事がみられる。

〔史料7〕

① 一、松平伊勢守様^江之御口上書其外書付類左^ニ

此度於千世様御縁談御整幾久敷目出度思召候、今日就吉辰御縁組御祝儀被仰進候^ニ付、

津軽御名様御使者

御本使 満谷 瀧口

御副使 長崎六三郎

右同文言之内御縁組御祝儀以御使者被仰進候、御惣容様^{江茂}
右同様御祝儀以御使者被仰進候、

津軽御名様御使者

長崎六三郎

② 一、松平伊勢守様方御縁組御取更御使者左^二

御本使 和田平太夫

御副使 清水福太郎

御口上

其御許様^江伊勢守様御妹於千世様御縁談御整、幾久敷目出度思

召候、今日就吉辰御縁組御祝儀以御使者被仰進、忝被成御承

知候、

右御答以御使者被仰進候、

松平伊勢守様御使者

和田平太夫

①は黒石津輕家の使者が縁組取結びに述べた口上書である。その後副使によって両敬取交しが行われ、惣容へ祝儀の口上が伝えられた。

②はこの後に松平家の使者が黒石津輕家を訪れた際の口上書である。

両家とも自家の主人に敬称を用いている。幕府から縁組承認後、松平家への祝儀の口上、結納・興入れの日時が決まった際の使者の口上と同じ形式になっていることがわかる。また、縁組成立後に近親・両敬の諸家・同席（柳間）で交際のある諸家・近所の旗本・菩提寺二ヶ所・出入りの商人へ奉札で知らせている。

このようにみえてくると、両敬取結びの段階から相互に自家の主人に敬称を用いることが始まると考える。

三 秋田藩佐竹家

秋田県立公文書館蔵「御家門様御取扱」（AS三八七―二一―一）は、

佐竹家と両敬関係にある諸家との記録で、内容の多くは奉札による御知らせである。²³ 書札札に関しては使者の口上書控にみえる。

〔史料8〕文化九年二月二〇日

① 一、御使者御用人^{小河原半蔵}を以被仰進候、御口上之趣、

寒冷之節御座候得共、（中略）小普請組菅沼越前守様御支配

柴田政次郎様御姉於鉛様御事、御由緒^茂被成御座候付、御隠

居芝山様御養女、西丸御書院番頭山田讚岐守様御惣領左七

郎様^江御縁組被及御内談候、（中略）近々御願書御差出被成

度思召候、

右御相談以御使者被仰上候、

十一月廿日

那須与一様御使者

小河原半蔵

右奉書半切紙二而上包美濃紙上下折

手控 ―― 様御使者

小 ――

右二付、同廿三日為御挨拶御使者御物頭^{阿曾村新八郎}を以、左之通被仰

進候、

② 与一様^江右京大夫様より被仰進之通、

寒冷強候得共御揃愈御安全珍重思召候、殊柴田政次郎様御

姉女様於鉛様御事、（中略）目出度御同意之御事思召候、

右御挨拶御惣容様御同様被仰進候、

十一月

佐竹右京大夫様御使者

阿曾村新八郎

右中奉書横折、上包美濃紙上下折

様御使者

与認之

①は那須家から縁組の内談に来邸した使者の口上書である。②は佐竹家で同意した旨を伝える使者の口上控になる。両家共に自家の主人に様付を用いて、奉書半切・上包美濃紙を使用し、書札札において両敬関係にあることを示している。

文化一〇年（一八一三）三月三〇日、佐竹家の正室が、弘前藩津軽家の満佐姫の縁組に同意し、派遣した使者の口上書も那須家と同じ様式である。弘前津軽家では、佐竹家の正室から歎びを伝える使者の来邸を記録して、秋田藩の史料を裏付けている。²³

佐竹家では後日の参考として、書札札に関する事柄を那須家・弘前津軽家に派遣する使者の口上書控に加筆していると考える。

おわりに

弘前津軽家の江戸留守居役が取り扱う両敬関係にある諸家への書状は、対等の立場にあることから、自家の主人に敬称・尊敬語・謙讓語を用いていることが明らかになった。これは、両敬関係が一八世紀には一般化

しており、婚姻による家族同士の親密な交際が始まったことによると考える。また、両敬関係にある当主同士の書状は、片敬の様式を採っているとみられる。

自敬表現の歴史から、右筆の作成する朱印状・書状は、発給者が自家の主人になっている。両敬関係にある諸家への書状の場合は、右筆が作成し、江戸留守居役の名前で発給するが、自家の主人の意を体したものであり、中世以来の自敬表現の流れを引き継ぐものとは考えられない。しかし、文書を所管する右筆が、両敬により対等の立場で交際するところから、相互に自家の主人に敬称を用いる様式を採用し始めたものと推察する。弘前津軽家の両敬の始まりは、寛延三年（一七五〇）で、自家の主人に敬称を用いるのは、文化八年（一八一）の『甲子夜話』が初見とみられる。国元では、高直り後の同六年に書札札の見直しが行われているところから、文化年間には両敬関係にある諸家との書札札は確立していたものと考えられる。

笠谷氏は奉札型の留守居書状の事例四〇・奉廻状の事例四三で、自家の主人に敬称を用いる点に言及していない。弘前津軽家の同席組合で奉廻状を取り扱った例は三点あるが、自家の主人に敬称を用いていない。ここで考察した内慮書・内意書は奉札型の留守居書状に属するが、自家の主人に敬称を用いているところに特殊性がある。これは、両敬関係が発生する時点で片敬から両敬の様式に変化させたものと考えられる。奉札型の留守居書状に片敬・両敬による二様式があることが明らかになった。また、口上書にも同じように自家の主人に敬称を用いていることがわかった。国元の町奉行が扱う両敬の様式は、留守居書状の範疇に入らない

ことになる。

そこで、両敬による様式の文書は、江戸・国元を含めた藩政のなかで捉えていくことと、今回の考察は主に弘前津軽家からみた書札札に限られており、大名家に旗本を含め、より多くの事例の検証が必要と考えている。

註

- (1) 拙稿「弘前・黒石津軽家の両敬について」(『弘前大学国史研究』第一三八号、二〇一五)。この中で清水翔太郎氏のお名前を、先行研究で鈴木翔太郎、註(6)で清水翔太郎と間違っていましたので訂正します。
- (2) 新見吉治「両敬と片敬」(『日本歴史』第八一号、一九五五)。
- (3) 松方冬子「両敬の研究」(『論集きんせい』第一五号、一九九三)。
- (4) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』、法政大学出版局、一九九八。
- (5) 西田直敏『自敬表現の歴史的表现』、和泉書院、一九九五。
- (6) 小林清治『秀吉権力の形成』、東京大学出版会、一九九四。
- (7) 山本博文『天下人の一級史料』柏書房、二〇〇九。
- (8) 三鬼清一郎「山本博文著『天下人の一級史料』に接して」(『歴史学研究』八七〇号、二〇一〇)。
- (9) 「秀吉文書の自敬表現および刀狩令について―三鬼清一郎氏の批判に答える」(『歴史学研究』八八七号、二〇一一)。「消された秀吉の真実」、柏書房、二〇一一。
- (10) 佐藤博信「戦国期佐倉千葉氏の権力形態―特に自敬表現に注目して」(『千葉大学人文研究』第四一号、二〇一二)。
- (11) 弘前市立弘前図書館蔵。
- (12) 『文政武鑑1(大名編)』、柏書房、一九八二。
- (13) 日本史籍協会叢書二『会津藩庁記録』、東京大学出版会、一九六九。
- (14) 「柳宮日次記」文政一〇年四月二五日条(国会図書館デジタル資料「年録四三四」)。
- (15) 弘前市立弘前図書館蔵。
- (16) 『甲子夜話』六、松浦静山、東洋文庫三四二。
- (17) 『御用格(寛政本)』上巻、弘前市教育委員会、一九九一。
- (18) 『御用格(第二次追録本)』、弘前市教育委員会、二〇〇二。
- (19) 津軽近世史料三『弘前藩記事』五、坂本寿夫編、北方新社、一九九四。
- (20) (17) 前掲書。
- (21) 「国日記」文政五年一月二二日条。
- (22) 大日本古文書家わけ第三『伊達家文書』九・十、東京帝国大学、一九一三・一九一四。日本史籍協会叢書四四『岡山藩池田家文書』一、東京大学出版会、一九七〇。同叢書四八『伊達宗城在京日記』、同会、一九七二。
- (23) 清水翔太郎「近世中期大名家の交際に関する一考察―秋田藩佐竹家の両崇・両敬を事例に」(二〇一三年度東北史学会大会発表資料)。
- (24) 「江戸日記」文化一〇年三月三〇日条。
(し)のむら・まさお 弘前大学国史研究会会員